

令和3年2月23日

神奈川県健康医療局
生活衛生部生活衛生課
食品衛生グループ御中

令和3年度神奈川県食品衛生監視指導計画（案）への意見

生活協同組合パルシステム神奈川
理事長 藤田 順子

記

第2 重点監視指導事業

1. 食中毒予防対策

(5) 持ち帰り・宅配食品による食中毒予防対策

コロナ禍の中、食品の持ち帰りや宅配サービスのニーズが高まっています。それに合わせ、店内飲食から店頭でのお弁当などの販売に切り替える飲食店も多くなってきました。気温が高くなるにつれ、食中毒の危険性も高まりますので、適切な温度管理の指導はもちろんですが、販売者には連絡先の表示を徹底するようお願いいたします。そして、フードデリバリー事業者に関しても同様の指導をお願いいたします。

4. 適正な食品表示の徹底

(1) アレルゲンを含む食品の表示

アレルゲンに関しては命を落とす危険もはらんでいるため、食品関連事業者に対しての指導はもちろんですが、関係部署とも連携し、進めていただけるようお願いいたします。

(3) 遺伝子組み換え食品の表示

遺伝子組み換え食品の表示に関しては、消費者が商品を選択できるように適正な表示と内容であることの徹底と、それぞれに分別されていた原料が、製造工程において交差汚染されないような徹底した管理指導をお願いいたします。

第10 県民との意見交換および情報提供

2. 食品衛生情報の提供

(3) 情報発信について

コロナ禍で今年度は学習会などの情報発信が困難であることは理解できます。しかし、「食品表示セミナー」は消費者からのニーズが高く、ホームページによる情報発信のみですと一方的なものとなってしまう、もったいない気がします。消費者が自ら食品を選ぶ力を身につけるためにも、ぜひ食に関心のある団体や生活協同組合などと連携し、オンライン講座や動画を活用するなど、検討していただければ有り難いと思います。